

経営会議の内容

件 名	「大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」について
所 管 部	健康福祉部
日時・場所	平成29年10月19日（木） 15:10 ～ 16:10 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、高齢福祉課長、介護保険課長
提 出 理 由	平成30年度～32年度を計画期間とした「大和市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」の策定にあたり、骨子案の内容について了承を得るため
会議経過	【主な意見等】 ・今後さらに増加していくと考えられる、一人暮らしの高齢者に向けた居場所づくりの一環として、空き家の活用を検討するのも良いと考える。 ・基本目標1「元気にいつまでも住み続けられるまち」の施策に地域福祉計画の策定を掲げているが、地域福祉計画は高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画よりも包括的な計画なので、施策として組み込むのは違和感がある。 （所管部）地域福祉計画と整合を図りながら、取り組みを展開していく考えを表すため、施策として掲げているものである。表現について検討する。 ・新たに策定する第7期計画の施設整備の目標値はどの様に設定していくのか。また、現行の第6期計画の進捗状況はどのようになっているか。 （所管部）今後、施設整備の具体的な内容を審議会に諮り、庁内調整を行ったうえで3月に決定する見込みである。現行計画での整備実績については、看護小規模多機能型居宅介護事業所とグループホームが1事業所ずつ開所済み、特別養護老人ホーム100床は南林間圃場跡地に建設予定である。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所についてはまだ手上げがない状況である。 ・基本目標2の説明で「まちづくり」と記載されているが、まちづくりは一般的に土地利用を指すものであるため、表現を検討いただきたい。また、この計画の中で、南部の高齢化への対策は含まれているか。 （所管部）まちづくりの表現は検討したい。なお本計画は、人口増減に係る施策を対象とする計画ではないため、南部の人口減に対する施策等は定めていない。 ・審議会では施策チェックや事業の進捗管理を行っているのか。また、実態調査はどの程度の頻度で行うのか。 （所管部）進捗管理は審議会で行う。実態調査については、3年に一度、計画改定のタイミングで実施しており、次回は平成31年度を見込んでいる。 ・地域での取り組みが重要であるが、南林間で行われているたすけあいセンターは、本計画において、どの様な位置づけになっているか。また、今後どのように進めていくのか。 （所管部）たすけあいセンターは、地域住民による話し合いの場であり、自治会や地区社協、民児協などが参加して、協議体を形成している。引き続き、市と地域が力を合わせて進める必要があると認識している。計画体系の中では、高齢者が活躍できる場や機会を提供する役割を果たすものとして、「生活支援体制整備」に位置付けている。

	9 月につきみ野地区で協議体が設置され、中央、福田北、下鶴間で準備会が設置され、今年度中に協議体になる見込みの地区もある。また、他の地区でも勉強会を開催しており、最終的には市内全域での協議体設置を目指す。 ・実態調査について、2 号被保険者を対象としていないが、対象者は国によって規定されているのか。 (所管部) 一般高齢者、要支援者、要介護者向けのものは、国から示された設問をベースとして、市独自の設問を追加している。また、国からの例示はないが、介護保険サービス事業者と地域包括支援センターにも従来から調査を行っている。2 号被保険者のみからの意見はいただいていない。 ・実態調査で、介護保険制度をよりよくするための対策について質問しており、その回答の 1 位が施設の増設となっている。前回と比べて数値の減少がみられるが、原因は何と考えているか。 (所管部) 複数回答のため、回答の割合が相対的に下がったことが要因の一つではないか。また、制度改正により特別養護老人ホーム入所中の費用が一部の方には増額となったことにより、施設に入所できないと考えている方がいる可能性がある。 ・計画の改定に伴って、介護保険料は増額する見込みか。 (所管部) 介護保険サービスを利用する割合の高い後期高齢者が増加するため、増額となる見込みである。今後、審議会に諮りながら庁内調整を進め、議会で審議していただく。 ・第 6 期と比べて計画体系が大きく変わっているが、基本目標は計画終了年次の目標と考えてよいか。 (所管部) 基本目標 1 の地域包括ケアシステムの深化・推進は、継続して取り組む必要があるため、3 年で達成する目標とは捉えていない。 ・介護保険法の改正で、新たに「共生型サービス」が位置づけられたが、今後進めていくことはできるのか。また、施設からの意向はどうか。 (所管部) 介護保険、障害福祉のどちらかの指定をとって、申請等をすれば他方の指定も認められるといった制度であり、今後、障がい者施設が介護保険の指定をとる割合が高くなると考えている。現時点で施設への意向調査は行っていない。 ・同じく法改正で、医療・介護の連携や推進の中で創設された新たな介護保険施設とは、どのような施設か。 (所管部) これまでの「介護療養型医療施設」を廃止して「介護医療院」を創設した。これは、要介護者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設である。 ・患者の家族が介護保険に関する情報を持っていないため、不安があって、在宅に戻せないことがある。ぜひ啓発を進めてほしい。 ・現在、次期総合計画の策定作業を行っているが、人口推計等の数値の整合性はとれるのか。 (所管部) 総合計画担当から人口推計の情報が提供され次第、同一の数値を使用する。 ・3 年ごとに改定しているため、計画期間が始まってすぐに次の計画を策定している状況となっているが、計画策定の意義をどのように考えているか。 (所管部) 介護保険計画は法定計画であり、3 年ごとに策定する必要があるが、高齢者保健福祉計画を今後どのように策定していくか、検討したい。
会議結果	案のとおり、進めていく。